

都市再生安全確保計画の作成について

1 都市再生安全確保計画とは

東日本大震災の際に、新宿駅等の管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等の地域で、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が生じた。

これを受け、平成24年7月1日に都市再生特別措置法（以下、「法」という。）が改正され、大規模災害に備え、官民が協働し、都市再生緊急整備地域内において、退避施設への誘導體制や退避施設の整備・管理など、ハード・ソフト両面にわたり、滞在者等の安全を確保する都市再生安全確保計画制度が創設された。

2 都市再生安全確保計画作成体制

- ・都市再生安全確保計画は、協議会が作成することができる。（法第19条の13）
- ・議長は、協議会に部会を置くことができる。また、部会の議決は協議会会議の議決とみなすことができる。（資料3-2参照）
- ・都市再生安全確保計画部会（以下、「部会」という。）の設置に先行して、平成24年度に実務レベルの任意の会議である都市再生安全確保計画作成会議（以下、「作成会議」という。）を設置し、検討を進めた。



作成会議において、計画（案）を作成し、部会において計画（案）をご承認いただき、計画を策定する。

3 部会構成員（資料3-1）

部会構成員は、基本的に作成会議構成員で構成する。（次ページ参照）

4 平成24年度検討概要

第1回作成会議（平成24年12月開催）

検討概要：基本方針（今年度はソフト対策を中心に計画を策定し、来年度以降、順次充実させる。）について

第2回作成会議（平成25年3月開催）

検討概要：大規模地震発生時の都市再生緊急整備地域及び周辺地域の想定帰宅困難者数の算定について

5 今後の検討事項

以下の事項について、検討を行う予定。（今年度は、ソフト対策を中心に検討）



【都市再生本部ホームページより】

6 今後のスケジュール（予定）

平成 25 年度								
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
協議会会議開催				第 3 回 作成会議開催		第 4 回 作成会議開催	第 1 回 部会開催	
部会設置				課題整理を踏まえた 目標設定と対策 項目の検討		計画案の作成	計画案の承認→協 議会会議への報告	

【参考】作成会議構成員（部会構成員との比較）

組織	部会	作成会議
内閣官房	○	※
国土交通省	○	○
北海道	○	○
北海道警察	○	○
札幌市	○	○
		（札幌市内部構成員）
		危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課
		市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心まちづくり課
		市民まちづくり局総合交通計画部都市交通課
		市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課
		建設局総務部道路管理課
		建設局土木部道路維持課
		交通局高速電車部業務課
		消防局総務部総務課
独立行政法人都市再生機構	○	○
三井不動産(株)	- ※	- ※
石屋製菓(株)	- ※	- ※
(株)北海道熱供給公社	- ※	- ※
札幌駅前通まちづくり(株)	○	○
札幌大通まちづくり(株)	○	○
北海道旅客鉄道(株)	○	○
札幌駅総合開発(株)	○	○
(株)札幌都市開発公社	○	○

（オブザーバー）

組織	部会	作成会議
札幌駅北口8・1地区市街地再開発準備組合	- ※	- ※
札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合	- ※	- ※
南2西3南西地区市街地再開発準備組合	- ※	- ※
北3東11周辺地区再開発準備組合	- ※	- ※

※必要に応じて参加していただく（オブザーバー参加含む）